

<コラム1-1>内外の特区等

構造改革特区を巡る議論に際して、しばしば内外の「特区」及び特区的政策が比較の対象とされる。これらには特定地域を対象に例外的な措置を採るものであるという共通点はあるものの、内容的には今般議論されている構造改革特区とは大きく異なるものが多い。

○沖縄地域における情報特区、金融特区等

2002年に成立した沖縄振興特別措置法には、沖縄地域における「情報通信産業特別地区（情報特区）」及び「金融業務特別地区（金融特区）」の創設が盛り込まれた。これらは、沖縄の特殊事情に鑑み、特例措置を講じ、沖縄の振興を図ること等を目的とするもので、前者は情報通信産業の集積の牽引力となる特定情報通信事業を行う企業の立地を促進すること、後者は金融業務の集積を促進することを目指している（前者は名護・宜野座と那覇・浦添の2地区が、後者は名護市が指定されている）。何れの制度についても対象事業者に対する課税の特例措置が取られることとなっている（法人所得控除35%と投資税額控除15%の選択適用等）。なお、沖縄における企業立地の促進と貿易の振興に資することを目的に1998年に創設された「特別自由貿易地域」においても、35%の法人所得控除等の措置に加え、法人事業税、不動産取得税、固定資産税等の免除が行われており、現在までに8社の企業が立地している（沖縄県調べ）。

○我が国における都市再生緊急整備地域

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、2002年6月に都市再生特別措置法が施行され、同法に基づき、「都市再生緊急整備地域」の指定が進められている。この制度の内容は、都市開発事業者からの都市計画の提案の制度、既存の都市計画を全て適用除外とする新たな都市計画制度の創設、期限を区切った都市計画決定、公的施設整備支援、事業立ち上がりの金融支援等となっている。

○中国の経済特区

中国では、国内産業の振興を図るとともに、外国資本の誘致を進めるため、改革開放に転じた当初の1980年に、広東省の深セン、珠海、汕頭、福建省のアモイを「経済特区」に指定し、その後88年には海南島も追加された。これらの特区では、政府の資金によってインフラが整備され、企業に対する所得税の減税等の優遇措置がとられている。

中国の経済特区は、社会主義体制の下で資本主義的経営を認めるという実験を行うというものであった。しかし、特区の成功を受け、改革開放が全国的に拡大され、更に、WTO加盟を経て中国経済が全面開放の段階に入ったことにより、特区はその歴史的使命を終えようとしているとも言われる（関(2002)参照）。

○米国のエンタープライズゾーン

米国においては、衰退する都市内部の活性化や雇用の創出を目的として、80年代の初めから各州において「エンタープライズゾーン」の指定が行われている。同制度は地方政府が実施主体となっているため、特例措置の内容も州によって異なっているが、指定地域内において投資を行い、雇用に創出した企業に対する税の減免、補助金の給付等が中心となっている（Bondonio2001、各州ホームページによる）。

○韓国における特区の構想

韓国では、北東アジアのビジネスの中心国となることを目指して、ソウル近郊に新しく開港した仁川国際空港や、南部の釜山港の周辺地域等5地域を2003年初めにも「経済特別区」に指定し、大幅な規制緩和やインフラの重点的な整備を行うことが検討されている。特区内における特例措置は2002年中に決定される予定であるが、現時点で検討されている主な内容は以下の通りである（Korea Investment Service Center ホームページ、韓国貿易センター（KOTRA）ホームページによる）。

- ・ 2003年より、外国企業を対象に、労働者派遣を全職種について無期限に認める
- ・ 新たに操業する一定規模以上の外国の製造業に対して、法人税、所得税を減免
- ・ 外国人を対象とした外国の病院及び薬局の設立の自由化
- ・ 行政文書の英語での記載を認める
- ・ 韓国ウォンに加え、米ドル、円、ユーロの流通を認める